

豊沢の丘防災広場の利用について

防災広場は、ドクターヘリコプターの離発着、災害時の自衛隊等の活動拠点、緊急物資集積場所等に利用されますが、平常時は、市民の親睦や健康増進などのレクリエーションの場として、利用できます。防災広場のルールを守って利用してください。

□ 次の場合は、危機管理課又は豊沢ふれあい会館に申請書を提出してください。

- ・ 物品販売・募金等を行う場合
- ・ 業として写真・映画等の撮影を行う場合
- ・ 興業をする場合
- ・ 競技会・集会等の催しのため、広場を全部または一部を独占する場合

□ 手続の流れ

申請書の提出先

袋井市役所危機管理課 0538-86-3701(土日祝祭日休)
または
豊沢ふれあい会館 0538-43-0900(水曜休)

※年末年始はお休みです



危機管理課から申請者へ許可書を交付

- ※ 申請前に、事前に電話で申込状況を確認してください。
- ※ 申請書には認印が必要です。
- ※ 許可後、内容の変更や申請取り消しする場合は、変更（取消）申請書を提出してください。

□ 注意事項

- ・ 防災広場の注意事項は、裏面をご覧ください。
- ・ 防災広場は、ヘリコプターの離着陸があります。砂や石の飛散などに十分ご注意ください。
- ・ ヘリコプターの離発着や自衛隊等の活動などにより、広場の利用を制限する場合がありますので、ご承知おきください。

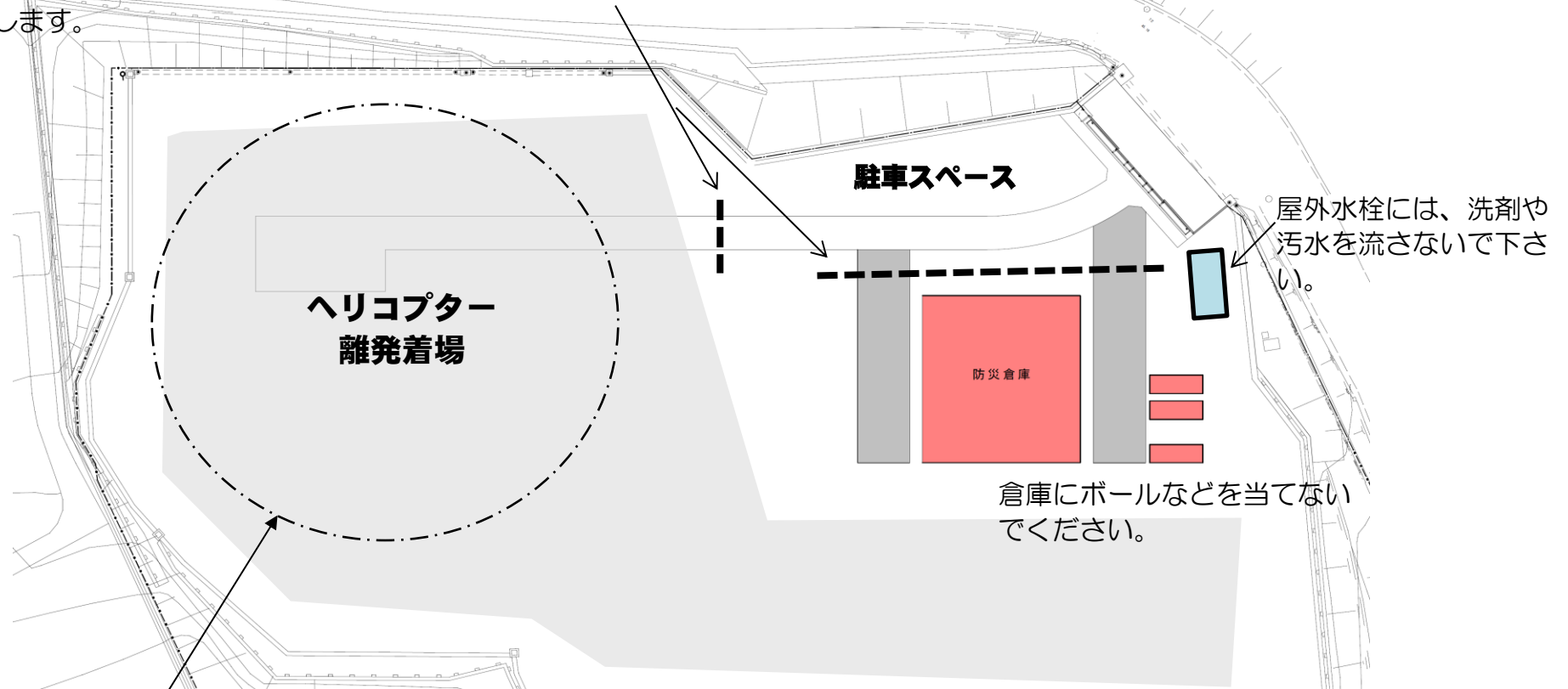
担当 袋井市役所 危機管理課
〒437-0012 袋井市国本2907
電話番号 0538-86-3701 ファクス 0538-86-5522

防災広場利用の注意事項

- ごみは、持ち帰るようお願いします。
- 施設の破損等がありましたら、防災課へ報告をお願いします。

車止めを設置しています。車の進入・駐車をしないようお願いします。

道路を横断する場合は、交通安全に十分注意してください。



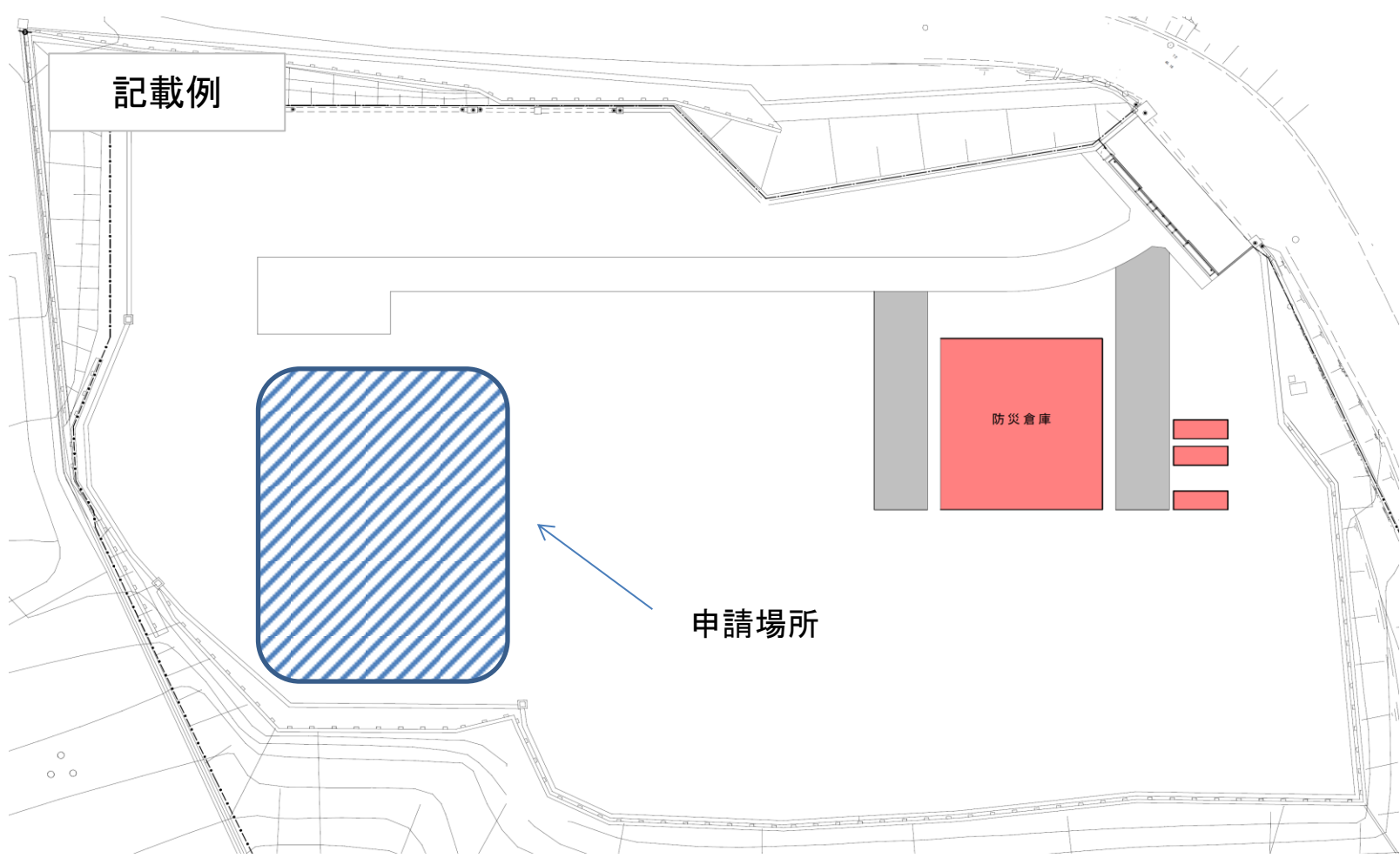
屋外水栓には、洗剤や汚水を流さないで下さい。

倉庫にボールなどを当てないでください。

ドクターヘリコプターなどが離発着します。離発着する場合は、すみやかに移動してください。（すぐに移動できない物は設置不可）

<禁止事項>

- 自衛隊等の活動、緊急物資の集積・配布活動を妨げること
- ヘリコプターの離発着を妨げること
- 土地及び工作物等を損傷し、又は汚損すること
- 植栽を伐採し、又は損傷すること



記載例

防災倉庫

申請場所